

ロシア爆撃機TU-95の沖縄県南大東島周辺領空飛来に関する意見書

去る6月20日、ロシア軍のTU-95（ツポレフ95）爆撃機が同日午前中2回にわたり、沖縄県南大東島の領空を侵犯した。その飛行経路は、当該領空の通過を最初から意図しているようにしか見えない。

直近の同様な領空侵犯については、平成29年に沖縄県石垣市尖閣諸島魚釣島周辺であったほか、昭和62年12月9日には当時のソビエト空軍所属のTU-16（ツポレフ16）爆撃機が沖縄本島上空を領空侵犯する事件が発生している。これらの行動は不必要に緊張を高めることで偶発的な軍事衝突の危険を招き、沖縄県民の生命財産を脅かすもので決して容認できない。

今回の領空侵犯には航空自衛隊那覇基地からの緊急発進で対処された。平成30年度の航空自衛隊緊急発進回数は999回であり、そのうち那覇基地から発進した回数は596回と過半数以上であった。那覇基地では一昨年度803回の緊急発進を行っている。これだけの緊急発進による離陸のたびに大きな騒音が発生し、周辺住民には多大な負担をさせている状況である。

外国軍用機による多数回にわたる南西諸島周辺に極めて接近するイレギュラーな飛行、領空侵犯は平和を切望し基地問題解決に取り組む沖縄県民の気持ちを逆なでする行為である。

玉城デニー知事におかれては、6月5日に訪露するなどロシアとの関係強化に努められた。しかし、本事案で知事の訪露の成果を損なうことに繋がるのは間違いないところだ。

以上に鑑みて本市議会は、ロシア軍のTU-95（ツポレフ95）爆撃機が沖縄県南大東島周辺領空侵犯したことに対し強く抗議の意を表する。あわせて那覇市民と沖縄県民の生命、財産及び環境を守る立場から、下記事項を強く要望する。

記

- 1 同種事案の再発防止を求めてロシア連邦政府に厳重な抗議をし、対策の提示を求めること
- 2 近年急増する外国軍用機飛来に対する航空自衛隊那覇基地からの緊急発進による住民の負担増を抑止するため、施策をいっそう強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）7月1日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、防衛大臣、外務大臣
沖縄及び北方対策担当大臣